第二十五条を次のように改める。

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出期間の告示）

第二十五条　中央選挙管理会は、あらかじめ、在外投票人名簿について法第三十九条第一項の規定による異議の申出期間を定め、これを告示しなければならない。

第二十九条第一項中「第四十二条」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第四十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び経由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

第三十一条第一項中「氏名」を「氏名及び」に、「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第三十二条第一項中「公職選挙法施行令第十九条」の下に「、第二十条」を、「引継ぎ」の下に「、磁気ディスクをもって調製されている在外投票人名簿を閲覧させる方法」を加え、「同令第二十一条第一項」を「同令第二十条中「法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項」とあるのは「憲法改正手続法第四十二条の二において準用する憲法改正手続法第二十九条の二第一項」と、同令第二十一条第一項」に改め、「「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と」を削る。

第三十三条の見出しを「（申請等に関する書類の保存）」に改め、同条第一項中「法第三十六条第一項」を「市町村の選挙管理委員会は、法第三十六条第一項」に改め、「関し」の下に「当該」を加え、「除く。）は」を「除く。）を」に改め、「市町村の選挙管理委員会において」を削り、同条第二項中「第二十四条第一項」を「領事官は、第二十四条第一項」に、「在外投票人証等受渡簿は」を「在外投票人証等受渡簿を」に改め、「領事官において」を削る。

第三十七条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に、「第九十条」を「第九十条第一項」に改め、同条第三項中「第九十条」を「第九十条第一項」に改める。

第四十条中「投票の期日が定められた場合においては」を「更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には」に改める。

第四十二条を次のように改める。

（投票人名簿の送付等）

第四十二条　市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　その投票区の区域に係る投票人名簿又はその抄本を送付すること。

二　その投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が当該投票人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合を除く。）　次に掲げるいずれかの措置

イ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三　その投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、第四十七条第一項第二号ロに掲げる方法により投票人が当該投票人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合に限る。）　当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

2　市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿又はその抄本を送付すること。

二　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第九十一条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合を除く。）　次に掲げるいずれかの措置

イ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体を送付すること。

ハ　当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第九十一条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合に限る。）　当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

第四十七条第一項中「投票人名簿又はその抄本（当該投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十七条第一項、第七十七条第三項及び第八十一条第六項において同じ。）と対照して」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により」に、「これ」を「当該投票人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる場合以外の場合　投票人名簿又はその抄本と対照する方法

二　投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合　次に掲げるいずれかの方法

イ　市町村の選挙管理委員会から送付された当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ　当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法